

松江市子育て世帯定住団地取得支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市子育て世帯定住団地取得支援補助金（以下「補助金」という。）については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子育て世帯 0歳児から小学生（建築した住宅を登記した年度の4月1日現在で、年齢が12歳未満の子をいう。）までの子がいる世帯又は夫婦のどちらかが建築した住宅を登記した年度の4月1日現在で40歳未満の世帯をいう。

(2) UIJターナー者 次号に掲げる対象団地を購入した時点において、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 松江市外に継続して1年以上居住しており、松江市内に転入する予定の者

イ 松江市外に継続して1年以上居住していた状態から松江市に転入し、以降継続して松江市に居住し、かつ、当該転入に伴う住民登録をした日の翌日から起算して1年以内である者

(3) 対象団地 次に掲げる団地をいう。

ア 宮谷グリーンタウン

イ マリントウン加賀

(補助金の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金交付の対象である事務又は事業の内容、交付の額、終期及び補助事業者の範囲は、次のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市子育て世帯定住団地取得支援補助金
補助金交付の目的	市が定住促進を図るために整備、誘致した対象団地の未分譲地を取得し、定住する子育て世帯に重点的な支援を行うことで、少子高齢化の進む地域のコミュニティの再生、将来の松江市人口の増を図ることを目的とする。
補助金交付の対象である事務又は事業の内容	対象団地内の市の所有する宅地を購入し、又は借地し、当該宅地に自己居住用の住宅を建築すること。

交付の額	100 万円（UIJ ターン者は、150 万円）
終期	令和 7 年 3 月 31 日
補助事業者の範囲	次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) 子育て世帯であること。 (2) 平成 23 年 4 月 1 日以降に、住宅に係る契約を締結していること。（マリンタウン加賀及び宮谷グリーンタウンの積立分譲区画については、平成 23 年 4 月 1 日以降に住宅の引渡しを受けていること。） (3) 当該住宅建築に要した費用に係る国又は地方公共団体が交付する他の補助金の交付を受けていないこと。 (4) 建築した住宅に居住する者の全員が住民登録すること。 (5) 市税の滞納がないこと。

（交付の申請）

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付の対象となる住宅の建築後、規則第 4 条に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅を建築した宅地の場所がわかるもの
- (2) 住宅建築請負契約書等の写し
- (3) UIJ ターン者であることがわかるもの。（該当者のみ）
- (4) 建築した住宅の写真
- (5) 建物の登記事項証明書等の写し
- (6) 補助対象となった住宅の所在地に住所を移転した住民票の写し
- (7) 住宅建築に要した費用の支払いが完了したことがわかるもの
- (8) 市税の滞納がないことがわかる証明書

2 前項の申請書の提出は、規則第 4 条第 3 項の規定にかかわらず、建築した住宅を登記した日の翌日から起算して 3 年以内を期限として行わなければならないものとする。

3 規則第 12 条第 1 項に規定する補助事業等実績報告書は、第 1 項の申請書及び添付書類の提出により、その提出があったものとみなす。

（交付決定及び確定）

第 5 条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するとともに、その額を確定し、補助金交付決定兼確定通知書（別記様式）により申請者に通知するものとする。

(着手届及び完了届の省略)

第6条 規則第11条の規定による着手届及び完了届の提出は、これを省略するものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

補助金交付決定兼確定通知書

第 号
年 月 日

様

松江市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった補助金については、下記のとおり交付することを決定し、及び補助金の額を確定したので、松江市子育て世帯定住団地取得支援補助金交付要綱第 5 条の規定により通知します。

記

補助年度	年度	補 助 金 の 名 称	松江市子育て世帯定住団地取得支援補助金
補 助 対 象 金 額		円	
交 付 決 定 兼 確 定 額		円	
交 付 条 件			

（注） 上記の交付決定に不服のある場合は、この通知書受領の日から 7 日以内に文書で申請の取下げをすること。